議			
会議名	令和2年 第6回 寒川町農業委員会 定例総会		
開催日時	令和2年6月25日(木)午後1時30分から	開催形態	公 開
開催場所	寒川町民センター 3階講義室		
出席委員	農業委員 会長:8番 磯川 浩 委員:1番 金子隆夫 3番 中村基寛 4番 市川澄雄 5番 相田孝 6番 福岡喜輝 7番 三留豊正 農地利用最適化推進委員 北部地区 露木常夫 中部地区 相原善久 南部地区 小島新弥 合計10名		
欠席委員	2番 大久保泰明		
農業委員 会事務局	事務局長:勝又あおい 副主幹:渡辺和宏 主査:広田智	プログラ	<b>三岡聡</b> 巳
傍聴人			
議事	日程 第1 農地法第3条の規定による許可申請について 日程 第2 農地法第4条の規定による許可申請について 日程 第3 農地法第5条の規定による許可後の事業計画 日程 第4 農地法第5条の規定による許可後の事業計画 日程 第5 非農地証明願について 日程 第6 農地造成工事施工承認願について 日程 第7 農地法第3条の3第1項の規定による届出に 日程 第8 農地法第4条第1項第8号の規定による転用 日程 第9 農地法第5条第1項第7号の規定による転用	ついて 冨出について	いて
会議の概要	会 長:ただ今から、令和2年第6回定例総会を開会いた 農業委員出席委員は8名中7名で、定足数に達し 立しています。 本日の議事録署名人に、1番と7番を指名します 会 長:それでは、総会次第の日程により議事を進めさせ 初めに、日程第1農地法3条の規定による許可申 5号を上程いたします。事務局より議案の朗読と 事務局:(議案番号25号を朗読) (説明) 当案件は、位置図にありますとおり一之宮地区普 現在13,556.15㎡の農地を水稲、露地野素 譲受人の母、譲受人の祖母、譲受人の祖父4名で 受人が加わり耕作することを希望しています。親は、農地法第3条許可申請書に記名押印、また土 確認しております。また、トラクター、田植機、 ラックを所有しており、所有している農地を全 す。自宅から当該地までの通作距離は、400m た、耕作する農地の面積は寒川町農業委員会が定 アールを超えており、今回の権利の設定による周 せん。以上のことから、農地法第3条第2項各号 許可条件の全てを満たしていると考えられます。 会 長:続いて、地区担当農業委員の3番から農地法の観 びに補足説明を、南部地区農地利用最適化推進委	て、言説 通を排権地草のでめ辺に 点いに明 調作しの買り率で下地該すたいお 医付て同契機的5限へ当 らいた いお 区けお意約、に分面のし 地のの き、い の 高りに書噴耕は積影は 調	で議し ・ 一 第、つに霧作どで響せ ・ 家ま ・ 筆人そきお器しであはん ・ すのにして軽い。3りで ・ まい、でするあの ・ 結れ ・ は、でがいるが ・ は、でがいるが ・ は、でがいるが、 ・ は、でがいるが、 ・ は、 ・ は 、 も 、 ・ は 、 は 、 は 、 も 。 も 。 も も 。 も 。 も も も も も も も も も も

観点から調査の結果並びに補足説明をいたします。 3番からお願いします。

3 番: 先日現地調査に行ってきました。譲受人から農地取得後耕作する旨書面で 提出がありますので、耕作することは確実で問題ないと思います。

会 長:続いて、南部地区農地利用最適化推進委員お願いします。

南部地区農地利用最適化推進委員: 先日現地調査に行ってきました。 譲受人は営農しますので、遊休農地課を防ぐうえでも必要だと思います。

会 長:ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの説明に ついて、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長:よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号25号について、 原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長:総員挙手

会 長:では総員挙手ですので、議案番号25号は原案のとおり許可書を交付する ことに決定いたします。

> 続いて日程第2農地法第4条の規定による許可申請について、議案番号2 6号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局:(議案番号26号を朗読)

- (説明) 当案件は、位置図にありますとおり宮山地域内にある農業振興地域内農 地3筆です。転用事業の内容は、貸駐車場で、近隣の運送事業者が借用し ていた駐車場が事業拡大により手狭になっているので、申請地を駐車場と して利用したいと要望があり、所有者が申請地を自ら転用するものです。 所有者は、転用工事を実施する資力もあり、転用の確実性は明らかです。 なお、農地法に基づく農地転用許可の判断基準となる立地基準は、役場か ら半径500mの円で囲まれる面積に占める宅地の面積の割合が40% を超える場合、半径の長さ1キロメートルまでの区域まで宅地を占める割 合が40%以上あれば広げることが出来ます。調査したところ宅地の面積 の割合が40%以上でしたので、役場から半径1km以内であれば第2種 農地となりますので、申請地も第2種農地となります。許可の基準として は、申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請 に係る事業の目的を達成することができると認められる場合は、原則とし て許可できないということでありますが、本申請の場合は申請地でなけれ ば事業の目的を達することができないと判断されますので受理いたしま した。
- 会 長:続いて、地区担当農業委員の1番から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明を、北部地区農地利用最適化推進委員から農地の利用集積の 観点から調査の結果並びに補足説明をお願いします。
- 1 番: 先日現地調査に行ってきました。申請地は産業道路沿いで小さな温室があったところですが、現在は使用しておりませんので撤去している状態です。 宅地の割合も多い地域で他の農地に影響はないと思います。

会 長:続いて、北部地区農地利用最適化推進委員お願いします。

北部地区農地利用最適化推進委員: 先日現地調査に行ってきました。当地は第2種農地で相模原茅ヶ崎線の道路縁であり、利用集積上も問題ありません。

会 長: ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長:よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号26号について、 原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長:総員挙手

会 長:では総員挙手ですので、議案番号26号は原案のとおり許可相当として意 見書を添え、県に進達することに決定いたします。

続いて、議案番号27号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局:(議案番号27号を朗読)

(説明) 当案件は、位置図にありますとおり倉見地域内にある農業振興地域内農地1筆の一部です。転用事業の内容は、貸駐車場で、近隣の事業者が現在使用している駐車場が、事業所建て替えにより少数台しか止められなくなるため、近隣で適地を探していたところ、申請地を駐車場として利用したいと要望があり、所有者が申請地を自ら転用するものです。所有者は、転用工事を実施する資力もあり、転用の確実性は明らかです。なお、農地法に基づく農地転用許可の判断基準となる立地基準は、市街化区域から500m以内で農地の規模が10ヘクタール未満であることから第2種農地となります。許可の基準としては、申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができると認められる場合は、原則として許可できないということでありますが、本申請の場合は申請地でなければ事業の目的を達することができないと判断されますので受理いたしました。

会 長:続いて、地区担当農業委員の私から農地法の観点から現地調査の結果並び に補足説明を、農地利用最適化推進委員の露木委員から農地の利用集積の 観点から調査の結果並びに補足説明をお願いします。

会 長: 先日現地調査に行ってきました。申請地は住宅に囲まれている農地で利用 目的が貸駐車場です。工場の建て替えで大きくなって駐車場が狭くなった ため、近隣の場所で必要となりました。農地転用の確実性は明らかで、他 の農地の影響はありません。

会 長:続いて、北部地区農地利用最適化推進委員お願いします。

北部地区農地利用最適化推進委員: 先日現地調査に行ってきました。周囲は住宅で農地利用集積上問題はありません。

会 長:ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長:よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号27号について、 原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長:総員挙手

会 長:では総員挙手ですので、議案番号27号は原案のとおり許可相当として意 見書を添え、県に進達することに決定いたします。

> 続いて、日程第3農地法5条の規定による許可申請について、議案番号2 8号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局:(議案番号28号を朗読)

(説明) 当案件は、位置図にありますとおり田端農業振興地域内にある農地1筆です。転用事業の内容は、農家の分家住宅の建設であり、譲渡人との間で使用貸借権の設定する予定です。また、市街化区域に所有している土地はありません。予定地は両親の家に近接しており、生活するうえで相互に協力することを希望して申請に至りました。譲受人は、転用工事を実施する資力もあり、転用の確実性は明らかです。なお、農地法に基づく農地転用許可の判断基準となる立地基準は、申請地からおおむね300m以内に高速自動車国道の出入口が存することから第3種農地となります。許可の基準としては、原則許可になります。

- 会 長:続いて、地区担当農業委員の5番から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明を、農地利用最適化推進委員の小島委員から農地の利用集積の観点から調査の結果並びに補足説明をお願いします。
- 5 番: 先日現地調査に行ってきました。自宅の隣に分家を建てるもので他の農地 への影響はありません。問題ないと思います。

会 長:続いて、南部地区農地利用最適化委員お願いします。

南部地区農地利用最適化推進委員:申請地は住宅地に近接している場所ですので利用集積上問題ありません。

会 長:ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの説明に ついて、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長:よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号28号について、 原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長:総員挙手

会 長:では総員挙手ですので、議案番号28号は原案のとおり許可相当として意 見書を添え、県に進達することに決定いたします。

続いて、議案番号29号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局: (議案番号29号を朗読)

- (説明) 当案件は、位置図にありますとおり岡田地域内にある農業振興地域内農地1筆です。転用事業の内容は、資材置場で、事業者が借用している資材置場が手狭のため、やや広い適地をを探していたところ当地を所有権移転する話が進み、農地転用許可申請に至りました。事業者は、転用工事を実施する資力もあり、転用の確実性は明らかです。なお、農地法に基づく農地転用許可の判断基準となる立地基準は、申請地からおおむね300m以内に鉄道の駅が存することから第3種農地となります。許可の基準としては、原則許可になります。
- 会 長:続いて、地区担当農業委員の7番から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明を、中部地区農地利用最適化推進委員から農地の利用集積の 観点から調査の結果並びに補足説明をお願いします。
- 7 番: 先日現地調査に行ってきました。申請地は寒川東中学校グランドの西側で 農地の形が三角形で耕作に適さない場所で、市街化区域に近接しています。 他の農地に影響はありませんので問題ないと思います。
- 会 長:続いて、中部地区農地利用最適化推進委員お願いします。
- 中部地区農地利用最適化推進委員:申請地は市街化区域に近接しているので、農地利用集積上問題ないと思います。
- 会 長:ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長:よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号29号について、 原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長:総員挙手

会 長:では総員挙手ですので、議案番号29号は原案のとおり許可相当として意 見書を添え、県に進達することに決定いたします。

> 続いて、日程第4、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請 について、議案番号30号を上程いたします。事務局より議案の朗読と 説明をお願いします。

事務局:(議案番号30号を朗読)

- (説明)本案件は、2月の定例総会で意見決定し転用許可済みの案件です。資材置場兼作業場を目的として、門型クレーンを設置する予定でしたが、土質調査をしたところ予想以上に軟弱な地盤で基礎工事を変更する必要が生じました。当初、隣地との境界を擁壁で施工する予定でしたが、強度を高めるために基礎を打つ工法への変更するものです。
- 会 長:続いて、地区担当農業委員の5番から補足説明をお願いします。
- 5 番: 先日現地調査に行ってきました。譲渡人が耕作していた時は田で地盤が弱い土地でしたので、仕方がないと思います。
- 会 長:ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの説明に ついて、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長:よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号30号について、 原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長:総員挙手

会 長:では総員挙手ですので、議案番号30号は原案のとおり変更を認め、意見 書を添え、県に進達することに決定いたします。

> 続いて、日程第5非農地証明願について、議案番号31号を上程いたします。 事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局: (議案番号31号を朗読)

- (説明) 当案件は、位置図にありますとおり小動農業振興地域内にある農地2筆です。申請地は昭和56年頃から小動536番は資材置場及び駐車場等に、小動533番2は住宅敷地として農地法を良く理解しない状態で使用してしまいました。その後平成19年に申請者が相続し、農地法違反であること判明したため申請に至りました。なお、農地法に基づく農地転用許可の判断基準となる立地基準は、市街化区域から500m以内で農地の規模が10~クタール未満であることから第2種農地となります。家屋敷内であり他の農地に影響はないと思われましたので、非農地証明交付がやむを得ないとしました。
- 会 長:続いて地区担当の4番から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。
- 4 番: 先日会長と事務局と現地調査に行ってきました。申請地は小動神社西側で 駐車場として使われている土地と住宅敷地として使用していた土地です。 周辺は住宅で農地への復元は困難で他の農地に影響はありませんのでやむ を得ないと思います。
- 会 長: ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長:よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号31号について、 原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長:総員挙手

会 長:では総員挙手ですので、議案番号31号は原案のとおり許可書を交付する ことに決定いたします。

続いて、日程第6農地造成工事施工承認願について、議案番号32号を上程いたします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局:(議案番号32号を朗読)

(説明)本案件は、位置図にありますとおり倉見地区の農業振興地域内にあります農地で現況は田です。所有者は、田を盛土して畑として使用、ほうれん草、ねぎ等を栽培することを希望しています。

当案件につきましては、令和2年5月22日(金)に許可なく工事を進めているところを事務局が発見し、工事を止め、農地造成工事施工承認願を提出するよう指導し、申請を受理したところです。また、令和2年6月16日(火)に工事は止めていましたが、バックホウのエンジンを始動し、長時間アイドリング状態にしたため、近隣住民から騒音と排煙の苦情が発生しています。本日は関係人として施工業者に来ていただいていますので、無許可で工事を進めてしまった経緯等を話していただき、その後審議、採決をお願いします。

(関係人(施工業者) 入室 着席)

関係人: 私は施工業者である金山商店の申請書を作成しまして、準社員のようなものです。許可を得ないまま土を入れたことと、近隣住民とトラブルになってしまったことが問題になっていますが、土を入れてしまった経緯については分かりませんし、トラブルになったことについても当事者間の気持ちもあるので、どちらが悪いとも言い切れません。

北部地区農地利用最適化推進委員:なんで無断で工事をしたのか、近隣のトラブル についてどうなったか答えてください。

関係人: なぜ無断で工事をしたのかは、自分依頼される前からその状態だったので分からない。近隣トラブルについては、私は現場にいなかったことと、それぞれの感情があるのでよく分かりません。

6 番:何も分からないようでは、代理人の資格はありませんよね。

会 長:これ以上続けても仕方ないので、関係人の聴取は終了します。関係人お疲れさまでした。

(関係人退室)

会 長:本案件は審議継続とさせていただきます。

次に日程第7、農地法第3条の3第1項の規定による届出について報告番号33号の1件、日程第8、農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出について報告番号34号から38号の5件、日程第9、農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について、報告番号39号から40号の2件、以上、一括して事務局より報告事項の朗読と説明をお願いします。

事務局:農地法第3条の3第1項の規定による届出については、議案書のとおり1件。農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出については、議案書のとおり5件。農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出については、議案書のとおり2件、それぞれ届出がありました。いずれも添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

会 長:ただいまの報告について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長:よろしいでしょうか。特に発言が無いようですので、届出の報告事項に ついては了承されたことといたします。

最後に、その他として、審議事項はありますでしょうか。

(特になし)

会 長:では、以上をもって、令和2年第6回寒川町農業委員会定例総会を閉会い たします。

資 料 1. 令和2年第6回定例総会議案及び位置図

議事録署名人 金子 隆夫

議事録署名人 三留 豊正